

# 企業主導型保育事業に期待すること

上席主任研究員 的場 康子

## <未だ解消されない待機児童問題>

子育て中に働きたくても子どもの預け先が見つからないという待機児童が依然として社会問題となっている。

国は待機児童解消を目指し、これまで「待機児童解消加速化プラン」(2013年4月)等により、保育の受け皿拡大に取り組んできた。2015年4月から子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」)が施行されたことにより、従来の保育所の他、認定こども園や地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)も新たに加わり、これらを合わせた保育所等の定員数が前年より19万6千人増加して253万人となった(厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(平成27年4月1日)」)。しかしながら定員数は増えても、それを上回る保育需要の増加により、未だ解決には至っていない。

## <「保活」の実態>

こうした中、今年2月には、匿名ブログが引き金となって、改めて待機児童問題が社会的に大きく注目を浴びるようになった。一向に解決しない保育所不足に対する不満を表した世論の動きを受けて、国は「待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策について」(2016年3月28日)(以下「緊急対策」)を発表し、「新制度」施行後の実態把握を強化して、加速度的に保育所の整備促進等を進めることとした。その一環として、厚生労働省では「保活」(子どもを認可保育園等に入れるために保護者が行う活動)の実態に関する調査を実施した。

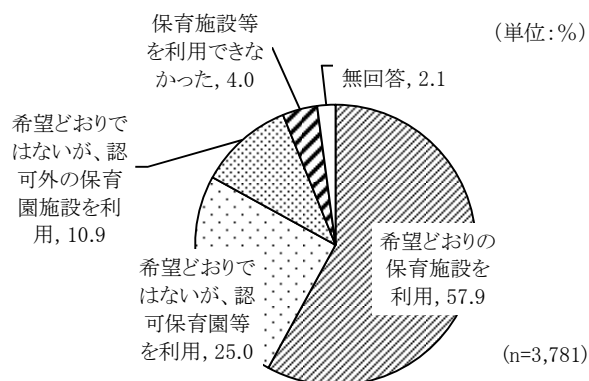
同調査によると、「保活」の結果、希望通りの保育施設を利用できた人は全体の57.9%であり、35.9%は認可ないし認可外保育施設を利用できたものの希望どおりの施設ではないとしている(図表1)。保育施設等を利用できなかったという人は4.0%であるが、その多くが「申込者数が多く、どこの保育施設もいっぱいだった」ことを理由に挙げており、結果として職場復帰をあきらめた人もいる(図表省略)。

「保活」による苦勞・負担を感じた人(「苦勞・負担をととても感じた」「苦勞・負担を感じた」「苦勞・負担を少し感じた」の合計)の割合をみると、希望どおりの保育施設を利用できた人では78.9%であるが、希望以外の保育施設を利用することになった人では95.0%、利用できなかった人では96.1%にのぼる(図表1の資料により筆者再集計、図表省略)。「保活」の結果によって割合は異なるようであるが、希望どおり利

用できた人を含め、多くの人が「保活」に苦労・負担を感じていることが示されている。具体的には「市役所などに何度も足を運ばなければならなかった」や「情報の収集方法が分からなかった」などを苦労・負担に感じた人が多い（図表省略）。多くの人が妊娠中あるいは産後の体力が十分に回復していない時期に、予定通り職場復帰ができるか不安を抱えながら、保育所の見学や役所に何度も足を運ばなければならなかったことを訴えている。

そもそも保育の受け皿が十分にあれば、「保活」など必要はない。国はこうした厳しい「保活」の実態を明らかにすることで、世論の後押しを受け、保育所の整備を急速におこなうとしている。

図表1 「保活」の結果、希望どおり保育施設を利用できたか



注：調査は政令指定都市及び2015年4月1日現在で待機児童が50人以上いる市区町村において2016年4月からの認可保育園等の利用開始に向けて保活を行った保護者を対象に、市区町村等を通じて、2016年4月11日～5月31日まで、厚生労働省のホームページにおいて実施された。このうち、本図表の数値は4月30日までの回答数3,781件を集計した結果である。

資料：厚生労働省「『保活』の実態に関する調査の結果」2016年5月20日

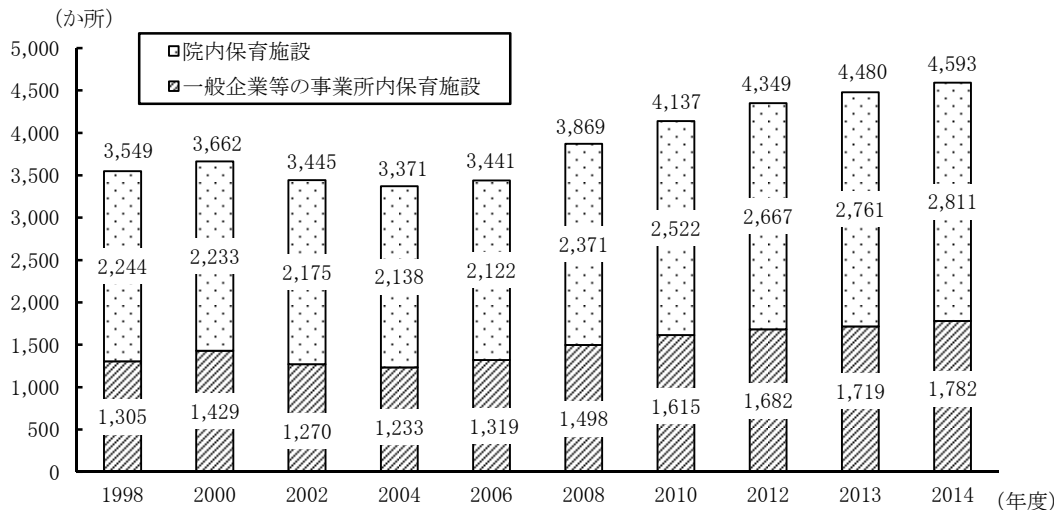
実際、先述の緊急対策において保育人材の確保や施設整備費の支援拡充など、保育量拡大のために様々な取組を進めるとしている。ここでは緊急対策で積極的展開を求められている2016年度創設の企業主導型保育事業に注目したい。この事業は、事業所内保育施設を主軸とした企業主導型保育の整備・運営の支援を行うことにより、民間活力を利用して多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、約5万人分の保育の受け皿を確保しようとするものである。

### <これからの事業所内保育施設の2つのタイプ>

事業所内保育施設は、従業員の子どものみを優先的に預かる保育施設である。2015年3月31日現在、事業所内保育施設は、一般企業等の事業所内保育施設1,782か所と病院内にある院内保育施設2,811か所を合わせて4,593か所ある（図表2）。一般企業等の事業所内保育施設よりも院内保育施設の方が多くは変わらないが、2004年度以降、全

体の施設数は増加しており、2014年度は過去最高となった。

図表2 事業所内保育施設数の推移



資料：厚生労働省「平成26年度認可外保育施設の現況取りまとめ」2016年2月19日より筆者作成

2015年4月の「新制度」施行後、事業所内保育施設は大きく2つのタイプにわかれた。一つは、「新制度」における地域型保育事業として認可を受けた事業所内保育施設である。企業は従業員の子どものみでなく、地域の子どもを受け入れる地域枠を設定するなどの要件を満たせば、認可施設として事業所内保育施設を運営できる。そうすれば公的給付を運営費として受給できるため安定的な運営ができる。しかし実際には、オフィス街など設置場所によっては地域枠の子どもの利用が期待できず、要件を満たすことが難しいことなどから、地域型保育事業として認可を受けた事業所内保育施設は150か所に留まっている（厚生労働省「地域型保育事業の認可件数について」平成27年4月1日現在）。

もう一つは、従来からの認可外保育施設としての事業所内保育施設である。図表2で示した事業所内保育施設はこのタイプである。この中には、一定の要件を満たすことを条件として、厚生労働省の「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」を受給して設置・運営している事業所内保育施設も含まれている。これまで国は同助成金により、従業員の仕事と育児との両立支援のために事業所内保育施設を設置・運営する企業に対し支援を行ってきた。これに代わるものとして、「新制度」に基づいて創設された助成制度が「企業主導型保育事業」である。

### <企業主導型保育事業の特徴>

企業主導型保育事業の特徴の一つは、いわゆる「認可外」保育施設でありながらも、

認可保育所並みの運営費と施設整備費の助成金を受給できることである。そのため、企業主導型保育の事業所内保育施設を設置・運営する場合、企業の経済的な負担軽減が図られるとともに、利用者が負担する保育料も、認可保育所並みに低く設定することができる。

二つ目の特徴は、事業所内保育施設の設定にあたり、自治体の関与を必要とせず企業が自由に設置できることである。本来「新制度」においては、自治体は保育所の設置者からの認可申請があれば、保育所が足りない場合、設置主体を問わず審査基準に適合していれば認可することになっている。しかし自治体の中には、少子化による将来の人口減などを理由に、積極的に認可しないところもあり、それが保育の受け皿の充足が進まない一因ともされている。自治体への認可申請を必要とせず、企業が自由に設置することを可能とすることで、機動的な保育供給量の拡充が期待できる。

三つ目は、利用者が事業所内保育施設との直接契約によって自由に利用できることである。「新制度」においては、認可保育所の場合、その利用にあたり自治体による保育認定を必要としている。利用希望者の多い都市部などでは、勤務時間の短いパートなどの場合、保育の必要性が低いと判断されれば、認可保育所の利用はできない。他方、企業主導型の事業所内保育施設の場合、就労要件等を満たせば、自治体による保育認定を必要とせず、認可保育所並みの保育料で利用することができる。「保活」の苦労や負担なしにスムーズに保育所を利用して働くことが可能になる。

このような企業主導型保育事業の創設は、企業が従業員の両立支援のために設置しやすく、また勤務時間の長さを問わず保育を必要とする従業員が利用しやすい事業所内保育施設の増設を可能にすることで、多様な就労形態に対応した保育の受け皿の拡充につなげることが狙いである。

### ＜企業主導型保育事業のメリットと課題＞

こうした企業主導型保育事業の推進は、保育所の供給量を増やすことだけでなく、男性の育児参加につながることも期待できると思われる。勤務先の事業所内保育施設を利用できるのは女性従業員だけに限らない。男性が勤務先の事業所内保育施設を利用し、子どもの送迎を担うことにより、夫婦間で育児の役割を分担できる。夫婦が協力して育児を行うことができれば、女性に偏りがちな家事・育児負担が緩和され、女性の活躍推進につながることも期待できる。

しかしながら企業主導型保育事業は、人員配置等の面で認可保育所よりも基準が緩和されているため、保育の質の確保という点では注意が必要である。人員配置の要件が、「新制度」下の事業所内保育施設（定員20人以上）では、保育従事者の全員が保育士の資格を持っていないなければならないが、企業主導型保育事業の事業所内保育施設の要件では、保育従事者のうち保育士資格者の割合が「半数以上」に緩和されている。保育士以外の保育従事者には、自治体が実施する「子育て支援員研修」などを修了し

た人材を想定している。保育の担い手不足の中、加速度的に保育供給量を増大させることが求められているため、こうした保育士の配置基準の緩和は現実的な対応であると思われる。

しかし保育施設は子どもの命を預かる極めて重要な施設である。保育の質の大部分は保育従事者で決まるものであるため、企業主導型の事業所内保育事業を実施するにあっては、事業者は定期的に第三者評価の受審に努めるとともに、国などによる助言・指導や、利用者からの苦情対応等にも応じる体制を整えて、質の確保に努めなければならない。このようにして保育内容をチェックする仕組みを慎重におこない、子どもの健やかな育ちを保障し、安心して利用できる保育所の充実を目指すことで、保育の受け皿の拡充が進むことが望まれる。

(研究開発室 まとば やすこ)